

松浪中学校学校運営協議会実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市学校運営協議会取扱要綱（以下「要綱」という。）第8条に基づき、松浪中学校学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(活動)

第2条 協議会は、学校運営に関して茅ヶ崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民の学校運営の参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や生徒の健全育成に取り組むものとする。

2 協議会は、常に学校運営に係る当事者意識を持ち、「熟議」（目標の共有）、「協働」を柱に、“地域とともにある学校づくり”に専念する。

3 協議会は、学校の教育活動に対する地域住民等の積極的な参画及び支援が促進されるよう努める。

(組織)

第3条 前条に基づき、活動を展開するにあたり、別表1に掲げる部会を組織し、各部会を運営する委員を募ることができる。

2 協議会の委員は、別表2のとおりとする。

(生徒支援及び地域課題等に関する協議)

第4条 協議会は、生徒支援及び地域課題等について協議することができる。

(協議会の活動状況に関する情報提供)

第5条 協議会は、協議会の活動状況を、保護者、地域住民等に対して、積極的に提供するよう努めなければならない。

2 協議会は、原則公開とし、ホームページにおいて、開催通知、会議資料及び議事録を公開するものとする。ただし、会議を公開することにより、会議の目的が達成できない場合は、会長が協議会に諮り、非公開とすることができる。

3 前項により会議を非公開とした場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(庶務)

第6条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は校長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年7月6日から施行する。

別表1 部会

学習支援部	学習支援、ICT学習支援、地域ふれあい講座、環境整備等
地域支援部	自治会交流会、地区マップづくり、交通安全、防災訓練
学校評価部	学校運営協議会のあり方、学校評価分析

別表2 組織

委員	前田 積	松浪まちぢから協議会
委員	今村 太麻美	松浪小区青少年育成協議会
委員	梅木 千恵子	緑が浜小区青少年育成協議会
委員	佐々木 睦子	汐見台小区青少年育成協議会
委員	高田 陽子	松浪地区社会福祉協議会
委員	平田 英司	松浪地区体育振興会
委員	鈴木 美奈子	元松浪中学校PTA会長
委員	小松 真生	前松浪中学校PTA会長
委員	渡邊 真希	現松浪中学校PTA会長
委員	浅井 志子	小和田公民館館長
委員	栗原 幸正	学識経験者
委員	工藤 裕一郎	校長
委員	中川 美幸	教頭(司会)
委員	岡 正敏	CS担当総括教諭
委員	大林 正歩	生徒指導担当(書記)